

文教大教第四六八號

昭和二十五年五月二十二日

各都道府縣教育委員殿

文部省大學學術局長事務取扱 劍木享弘

幼稚園教員養成について

幼稚園教員養成の重要性にかんがみ、とりあえず昭和二十五年には左記要項によつて幼稚園教員の臨時養成を行うことに決定したので、御了知の上周知方お取計願ひ願ひたい。

記

- 一 昭和二十五年において、お茶の水女子大學及び奈良女子大學において幼稚園教員の臨時養成を行う。
- 二 その修業年限は一年とする。
- 三 募集員数は各大學ともそれぞれ三〇名とする。
- 四 その修了者は教育職員免許法別表第一の規定により、幼稚園教諭假免許狀の授與を受けることができる。

埼玉縣保育連合會春季大會

埼玉縣保育連合會では、去る五月二十七日午前十時から寄居町玉淀の労働會館で本年度春季大會を開催縣下保育職員多數集合、縣から松山副知事を始め教育委員會、厚生部等の係員出席の上、長沼會長の挨拶から始まり、會則の改正、豫決算の審議、役員の改選、保育功勞者の表彰等を行つたが、縣からは、特に保育功勞者として、愛仕幼稚園長アブタン、浦和幼稚園長長沼依山、川口幼稚園長羽島

近作、秩父幼稚園長柴原弘道、豊岡保育園長齋田くらの五氏に知事賞を贈られ午後、縣下七地區代表の研究發表があつて盛會裡に終つた、尙表彰者にはフレール館からお祝品の寄贈があつた。

官廳公示連絡事項

大幅に擴張された幼稚園職員 免許狀の授與資格

教育職員免許法による幼稚園職員免許狀の授與資格は、小學校中學校に比較して著しく限られていたが、このたび別紙のように法律が改正されて、大幅に授與資格がひろげられた。その要點は、

1 免許法の改正點——附則に二項目が加えられた。

(1) 施行法の第一條で幼稚園教員の免許狀をもつてるとみなされた者(舊免許狀をもつてゐる者) また第二條で幼稚園教員や園長の免許狀の授與を受けることができる者(學校の卒業者等)が、教育職員檢定によつて免許狀を受けてから、さらに免許法第六條第二項別表第四によつて(經驗年數と所定の單位と

で)さらに上級の免許状を受けようとする場合は、以前はその経験年数(在職年数)は現在の免許状を得た日附以後でないこと計算されなかつたのを、このたびの改正で免許状をもらつた日からでなく、現在の免許状を受ける資格を得た日から、経験年数として計算できるようになつた。

たとえば従來の法律では舊制の高等女學校を卒業して昭和二十三年四月七日に就職した者が、さらに上級(假免許状)の免許状を得ようとすれば、免許法第六條第二項別表第四で、新しく臨時免許状を得た日から三年以上勤務しなければ實務の條件を満たすことができなかつた。いま新しい臨時免許状を昭和二十五年六月一日附でもらつたとすれば、昭和二十三年四月七日から昭和二十五年五月三十一日までの勤務年数は無駄になり、昭和二十五年六月一日から起算して三年後の昭和二十八年五月三十一日以後でないと實務の條件を満たすことができなかつた。これが改正法律では、現在の免許状を受ける資格を得た日(臨時免許状は施行法第二條の表の第三十四號で舊高等女學校卒業者はもらえるから卒業した翌日から資格がある)からとなつたから、昭和二十三年四月七日から三年後の昭和二十六年四月六日以後は實務の條件を満たすことができることになつて、勤務年数が無駄にならないようになつた。

(2) 四年制専門學校の特例

舊教員養成諸學校官制第一條の規定による教員養成諸學校(高等師範學校、女子高等師範學校、師範學校、青年師範學校のこと)のうち、修業年限が四年の學校を卒業した者と舊専門學校令による専門學校のうち、修業年限が四年以上の學校を卒業した者が、施行法第一條(舊免許状を有する者)または第二

2

施行法の改正點——二項目が改正され、三項目が加えられた。

(1) 舊保姆養成所修了者の特典

舊保姆養成所の昭和二十二年から昭和二十四年度までの修了者は、従來は施行法第二條の表の第二十四號のイ、學校教育法施行規則第四百四條第三號の規定に基き、この法律施行の日までに文部大臣の指定した者(昭和二十二年と昭和二十三年)と、ロ、文部大臣の指定する教員養成機關を修了した者(昭和二十四年度)としての規定によつて「假免許状」であつたが、このたびの法律改正で「二級普通免許状」の授與を受けることができるようになつた。

それゆゑ昭和二十二年から昭和二十四年度までの保姆養成所修了者は、出身保姆養成所から二級普通免許状の教職員檢定を出願するとよい。

(2) 上欄の資格をもつている者で、昭和二十二年四月一日以後

幼稚園教員であつた者は、下欄の免許状を免許法第六條第一項の教育職員檢定によつてもらえるようになつた。

番 號	上 欄	下 欄
1	國民學校專科教員免許狀所有者（第一條第一項の表の第二號） 中學校、高等女學校教員免許狀所有者 高等女學校教員免許狀所有者 實業學校教員免許狀所有者 高等學校高等科教員免許狀所有者 高等女學校高等科及び專攻科教員免許狀所有者 舊師範教育令による青年師範學校卒業者 （第二條の表の第二號）	
2	（同表第七號） 高等女學校教員免許狀所有者 實業學校教員免許狀所有者 高等學校高等科教員免許狀所有者 高等女學校高等科及び專攻科教員免許狀所有者	
3	（同表第八號） 高等女學校高等科及び專攻科教員免許狀所有者	
4	舊師範教育令による青年師範學校卒業者 （第二條の表の第二號）	
5	舊青年學校教員養成所令による青年學校教員養成所の卒業者（同表第三號） 舊大學令による學士の稱號を有する者 （同表第四號）	
6	舊高等學校令による高等學校高等科卒業者 舊專門學校令による專門學校卒業者 舊大學令による大學豫科修了者 （同表第六號）	幼稚園の教員の假免許狀
7	教員養成諸學校（師範學校、青年師範學校を除く）卒業者 舊教員養成諸學校官制第二條	

8	の規定による教員養成所（農業教員養成所、工業教員養成所、水産教員養成所等のこと）卒業者 舊教員免許令による教員無試験檢定についての指定學校卒業者 公立私立學校卒業者に對し中學校高等女學校教員無試験檢定についての許可學校卒業者 實業學校教員檢定規程によつて無試験檢定を許可した學校の卒業者 （同表第十二號）
9	（同表第十五號） 公立私立學校卒業者に對し中學校高等女學校教員無試験檢定についての許可學校卒業者 實業學校教員檢定規程によつて無試験檢定を許可した學校の卒業者
10	舊教員免許令による高等學校教員規程によつて無試験檢定を受けることができる者として指定を受けた者（同表第十五號の二）

「昭和二十二年四月一日以後において幼稚園の教員の職にあつた者」とは、二十二年四月一日以後ずっと續いて幼稚園教員をしている者と二十二年四月一日以後勤務したがやめた者を含むんでいる。

(3) (2)の表の上欄の資格をもつている者で、三年以上幼稚園の教員として勤務した者は、教育職員檢定（免許法第六條第一項）によつて幼稚園教員の二級普通免許狀が得られるようになった。

「三年以上」とは、現在の勤務年數でも過去の勤務年數でもよく、また中斷があつても合計三年以上であればよい。

なお二十四號の二と二十四號の三とによつて昭和二十二年四月一日以前に三年以下勤務してやめた者はこの項によつては何の資格も得られないから注意しなければならない。

(4) 無資格園長の在職期間の延長

第八條の規定によつて、施行法第一條第二條または第七條で園長免許状を得る資格を與えられた者以外(新園長免許状を受ける資格のない者)は、昭和二十六年三月三十一日までできり園長の職におることができなかつたが、昭和三十年三月三十一日まで無資格でも園長の職にあることができるように延長された。

たゞし園長以外は二十六年三月三十一日までである。

(5) 施行法第七條に期限が設けられた。

施行法第七條は、免許法第六條第二項の特例(現在教員をやつてゐる者等の教育経験年数を尊重する特別な措置)であるがこれは始めから暫定措置として設けられたもので、違からず廢止されるべきものであつたのを、このたび昭和二十八年三月三十一日までとその有効期間をはつきりさせた。

○教育職員免許法の一部を改正する法律

(昭和二十五年五月二十三日法律第一九九號)

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七號)の一部

を次のように改正する。(幼稚園關係のみ)
附則第五項の次に次の三項を加える。

(6) 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八號。以下施行法という)第一條又は第二條の規定により教員免許状を有するものとみなされ、又はその授與を受けた者が第六條第二項別表第四の規定によりそれぞれその上級の免許状を受けようとする場合には、同表第三欄に掲げる在職年数については、同表第二欄に掲げるそれぞれの教員免許状の授與を受けることゝ資格を得た後、同表第一欄に掲げる學校(これに相當するものとして文部省令で定める舊令による學校を含む)の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の證明を有する在職年数を通算することができる。

(8) 次の表の第一欄に掲げる資格を有する者で、施行法第一條又は第二條の規定によりそれぞれ同表第三欄に掲げる教員免許状を有するものとみなされ、又はその授與を受けた者が、それぞれその上級の免許状の授與を受けようとする場合の教員職員檢定における學力及び實務の檢定については、第六條第二項別表第四の規定にかかわらず次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによることができる。

番號	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
基礎資格	施行法第一條又は第二條の規定により有するものとみなされ、	第一欄に掲げる基礎資格を得た後第二欄に掲げる學校(これに相當するものとして文部省令で定める舊令による學校を含む)の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄		大學において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低單位數

<p>一、舊教員養成諸學校官制（昭和二十一年勅令第二百八號）第一條に規定する教員養成諸學校（以下「教員養成諸學校」という）のうち修業年限四年の學校を卒業した者</p> <p>ロ、舊專門學校令（明治三十六年勅令第六十一號）による專門學校（以下「專門學校」という）のうち修業年限四年以上の學校を卒業した者</p>	<p>又はその授與を受けた教員の免許状の種類</p>
<p>幼稚園又は小学校の教員の假免許状</p>	<p>應の證明を有することを必要とする在職年數</p>
<p>一</p>	<p>一〇</p>

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

（昭和二十五年五月二十三日法律第二〇〇號）

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八號）の一部を次のように改正する。（幼稚園關係のみ）

第二條第一項の表中第二十四號の下欄中「假免許状」を「二級普通免許状」に改め、同表中同號の次に次の二號を加える。

<p>四の十</p>	<p>第一條第一項の表の第二號、第七號若しくは第八號の上欄に掲げる教員免許状を有する者の教員</p>
------------	----------------------------------------------------

<p>四の十</p>	<p>又はこの表の第二號から第四號まで、第六號第十二號、第十五號若しくは第十五號の二の上欄に掲げる者で、昭和二十二年四月一日以後において幼稚園の教員の職にあつた</p>	<p>の假免許状</p>
<p>三の十</p>	<p>この表の前號の上欄に掲げる者で、三年以上幼稚園の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の證明を有するもの</p>	<p>幼稚園の教員の二級の普通免許状</p>

第八條中「昭和二十六年三月三十一日まで」を「校長假免許状又は園長假免許状を有するものとみなされる者にあつては昭和三十年三月三十一日まで、その他の免許状を有するものとみな

される者にあつては昭和二十六年三月三十一日まで」に改める
附則第四項の次に次の一項を加える。

5 第七條の規定は、昭和二十八年三月三十一日まで、その効力を有するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(以上文部省初等教育課)

保母養成所教授要目研究協議會

厚生省では今般G・H・Q公衆衛生福祉部ブルーガー女史

期間 六月十九日(月)より二十一日(火)までで科目及び日程はたの如くである。

日	次	9.00	10.00	11.00	12.00	1.00	2.00	3.00	4.00
十九日	月	局長 挨拶	マーカソン氏 挨拶	保育理論		保育理論			
二十日	火	社 目	會 然	研 研	究 究	兒童心理學			
二十一日	水	遊 樂	戲 リ	お ズ	ム	繪 作	本 語	實 習	指 導 並 に 會

場所 全日本民生委員連盟會議室

(以上・厚生省兒童局保育課)

指導の下に「兒童心理學、保育理論、保育實習、保育の實際的な科目を中心に、教授要目を検討し、ひいては保育の概念を定め、兒童福祉施設全般の運営を圓滿に行おうとする」目的の下に、標題の協議會を開催することになつた。

この協議會の協議々題は保母養成の中心になる問題であるから、保母養成所長あるいは所長の任命した代理者の出席がのぞまれてゐる。又、兒童心理學、保育理論はともすれば幼児期のものにかたよりやすい傾向があるが、この際としては、保母養成所としての教授要目を作る豫定であるから、これらの教科目を擔當してゐる教授又は講師の出席がのぞまれてゐる。